

瑞穂市教育大綱

2021-2025年度

瑞穂市

はじめに

私は、瑞穂の子どもたちが瑞穂の教育を受け成長する中で、「生きる力」と「郷土を愛する心」を身に付け、自らの夢を実現できることを願っています。

そのためには、保育所・幼稚園・小中学校を中心に地域、教育委員会、そして行政が一体となって子どもたちの成長を支えていかなければなりません。



幼児教育においては、遊びを中心とした活動を通して、「生活・心・学び」の土台となる芽を育みます。その活動の中で、コミュニケーション能力、規範意識、そして基本的な生活習慣を育成していきます。

学校教育においては、保護者の方、地域の方から、瑞穂市の小・中学校において確かな学力が身につくことを期待されていると思います。私は、この期待に応えるには、教員の資質向上や育成、学校組織の強化が必要だと考えています。

今年度、瑞穂市GIGAスクール構想により全児童・生徒に一人一台タブレット型パソコンを導入しています。この導入の目的は、紛れもなく「教育の質の向上」、「学力の向上」、「情報活用能力の向上」であります。

確かな学力とは、テストの結果だけではありません。自分らしく自立して生きるための「知識・技能・判断力」や、「他者と共感する力」さらには「郷土を愛する心」など、豊かな人間性だと思います。

また、いじめや自殺など深刻な社会事象が後を絶たないことから、言葉だけでない「命の大切さ」を内面から教える取り組みなどを含めた幼児教育、学校教育を加速させ「子育てをするなら瑞穂市」と言われるような教育と文化が香るまちづくりを目指します。

社会教育においては、生涯にわたる学びを通して、すべての市民が五感を働かせながら様々な活動を行うことによって、瑞穂の歴史を知り、瑞穂の自然に触れ、瑞穂の新しい文化がつけられるよう考えています。

私は、市民の皆さまが、生涯にわたり心身とも「健やか」で「幸せ」を実感することができるよう、「みずほを愛し、みずほに誇りをもち、みずほを担う人づくり」をめざして積極的に取り組んでいきます。

「まちづくりの原点は人づくり」であります。この教育大綱の下、教育委員会と市長部局がより一層連携し、瑞穂市の教育行政を推進させていきます。

2021年1月

瑞穂市長 森 和 之

瑞穂市教育大綱

～みずほを愛し みずほに誇りをもち みずほを担う人づくり～

【基本理念】

SDGsの「誰一人取り残さない」という理念のもと、グローバル社会で活躍するために、自ら学び、考え、行動し、新たなことに挑戦していく力を身につける教育を推進します。

生涯にわたり学び、主体的に地域や社会と関わり、他者を思いやり貢献できる地域社会人を育成します。

基本方針1 学びの芽生えを育む幼児教育の推進

- ・個々の学びの中で、道徳性・規範意識の芽生えを醸成し、基本的な生活習慣の育成をします。
- ・遊びや生活の中で、豊かな言葉や表現力の向上を目指します。
- ・保育所、幼稚園と小学校との情報共有・連携強化を図ります。

基本方針2 豊かな人間性を育む質の高い学校教育の推進

- ・多様な学びを支え、確かな学力を育成します。
- ・豊かな人間関係を築くことのできる心の教育の充実を図ります。
- ・多様なニーズに対応したきめ細やかな教育を実施します。
- ・特色ある学校づくりを推進します。

基本方針3 生涯にわたる学びを育む社会教育の推進

- ・ふるさとみずほの良さを発見し、地域の歴史、文化、自然に誇りをもち、地域への愛着がもてる心を育成します。
- ・市民一人「一文化、一スポーツ、一奉仕」を実践し、心身ともに健やかで幸せな地域社会をつくります。
- ・市民協働による活力のある地域社会を実現し、地域社会の一員として貢献できる人づくりをします。

瑞穂市教育大綱の概要

1 教育大綱策定の趣旨

瑞穂市教育大綱は、SDGs(※)における目標4(教育)にある「質の高い教育をみんなに」を掲げ、本市に住まう市民とりわけ子どもたちの教育における市の目指すべきビジョンとして策定いたしました。

※ SDGsとは、教育、平和など持続可能な世界を実現するための17のゴールを掲げ、169のターゲットから構成されており、地球上の誰一人として取り残さないことを誓い、国を挙げて積極的に取り組んでいくものです。本市においても、各種施策にこのSDGs(持続可能な開発目標)を位置づけ、その実現に向けて積極的に推進していきます。

教育大綱は、本市の教育行政に関する目標や教育方針を定めるもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を推進するため、瑞穂市総合教育会議における教育委員会との協議・調整を踏まえ、今後の教育行政の方針として市長が定めるものです。

【参 考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(大綱の策定等)

- 第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
 - 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

- 第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。
- (略)

2 教育大綱の実施期間

実施期間は、2021年度から2025年度の5年間とします。

なお、本市の総合計画や国、県及び社会情勢の動向等を踏まえ、適宜改定するものとします。

3 教育大綱の推進体制

瑞穂市教育大綱を実現するための具体的な施策については、上位計画である瑞穂市総合計画の教育文化の計画を受けて、瑞穂市教育基本振興計画で示しています。

教育大綱における3つの分野、そして、教育振興基本計画に基づき、それぞれ相互連携を図りながら各施策を展開していきます。

4 教育大綱の位置付け



